

次のとおり条件付き一般競争入札を実施します。

令和8年2月20日

徳島県知事 後藤田 正純

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

自動車保管場所現地調査事務委託

(2) 委託業務内容

入札説明書（仕様書）のとおり。

(3) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

(4) 委託業務箇所

入札説明書（仕様書）のとおり。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた法人であること。

(4) (3)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業者等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

(5) この入札説明書を入札公告に示した交付場所において交付を受けた者であること。

(6) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）とする者でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条
若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指
示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過し
ない者
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
カ 精神機能の障害により自動車保管場所調査の業務を適正に行うに当たって必要
な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の規定に基づ
き、個人情報の漏洩、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理を行うこと
ができること。
- (8) 当該業務を確実に行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するとともに、
その体制が整備されていることを証明できること。
ア 主たる事務所を徳島県内に有するとともに、適切に当該業務を行うための拠点
となる事務所等を必要に応じて設けることができる。
イ 当該業務を履行するため、専従調査員を配置できること。
ウ 本業務に従事する職員が、本業務を行う法人と直接的な雇用関係にあること。
エ 配置人員に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補てんが確実にできる等、委託
業務の継続的な履行が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されて
いること。
- (9) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料を滞納していないものであること。

3 資格審査の申請方法

資格確認については、入札説明書に添付の「入札参加資格確認申請書」に必要書類
を添付して、令和8年3月4日（水）午前10時までに下記4に示す場所へ持参しなけ
ればならない。

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 交付場所

徳島県徳島市万代町2丁目5番地1
徳島県警察本部交通部交通規制課
電話番号 088-622-3101
ファクシミリ番号 088-624-2540

(2) 交付期間

令和8年2月20日（金）から3月3日（火）までの午前8時30分から午後5時ま
で（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日を除く。）

5 入札に関する問い合わせ

令和8年3月4日（水）午前10時までに4の(1)に示した場所に文書で行うこと。
(ファクシミリも可とする。)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時
令和8年3月12日（木）午前10時30分

イ 場所
徳島県徳島市万代町2丁目5番地1
徳島県警察本部1階入札室

ウ 入札書の提出方法
直接持参

(2) 入札方法

入札金額は、本事業委託に関する総価を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金 免除

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この入札及び契約は、県の都合により手続きの停止等があり得る。

ウ 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。